

第26回教育委員会（定）

開会日時 平成30年 12月 27日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時53分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	赤 松 健 宏
指導室長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまから、平成30年第26回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、赤松地域教育力推進課長、門野指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

それでは、報告事項を聴取します。

○報告事項

1. 平成30年第4回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）
(資料・次長)
2. 文教児童委員会運営次第（平成30年12月3日）
(資料・次長)
3. 子どもの貧困対策調査特別委員会運営次第（平成30年12月10日）
(資料・次長)

教 育 長 報告1「平成30年第4回定例会一般質問通告一覧表」、報告2「文教児童委員会運営次第」、及び報告3「子どもの貧困対策調査特別委員会運営次第」につきまして、一括して次長から報告願います。

次 長 11月下旬から12月にかけて開かれました第4回定例会関係の議会の報告をさせていただきます。

はじめに、「平成30年第4回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）」の資料をご覧ください。

一般質問に関する質疑でございますが、資料の1ページでご覧いただけるように、14名の議員からご質問がございまして、そのうち12名の方が教育委員会関連のご質問をされたということでございます。

いくつか抜粋してご報告させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

民主クラブのおなだか勝議員から、幼児教育の無償化に関して、小規模保育所等を卒園した子どもが、3歳になって幼稚園を選択しないことによる幼稚園経営への影響はないのかというようなご質問がございました。

これに対しまして、幼児教育無償化の仕組みが確定していない中、幼稚園経営に与える影響については、現時点では明らかにならないことも多いが、教育委員会では無償化の影響を憂慮している。

平成31年度の私立幼稚園全体の新入園児数は、昨年の同時期と比較して、約200名の減となっている。

教育委員会では、幼稚園における幼児教育の重要性を「いたばし学び支援プラン2021」にしっかりと位置付けるとともに、私立幼稚園協会と連携し、質の高い幼児教育をさらに推進していくとお答えしております。

次に、4、体育館の冷房化についてのご質問がございますが、後ほど、公明党の松岡しげゆき議員のご質問の際にご報告いたします。

続いて、資料の3ページ、自民党の山田貴之議員から、教育についてということで、9項目のご質問がございました。

副校長二人制の検討状況について、部活動指導補助員の研修、導入効果と実績について、在校時間記録の活用方法についてなどのご質問がございましたが、その中で2つを取り上げたいと思います。

はじめに、副校長二人制の検討状況についてのご質問でございます。

これに対しまして、副校長は、学校経営、教員の人材育成、地域との調整、施設管理など多岐にわたる業務を担っており、長時間勤務の解消が喫緊の課題と認識している。

とりわけ、大規模校については、生徒・児童数に比例し、教職員数も多いことから、その人材育成やサービス監督など副校長の役割が重要である。

現在、副校長の負担軽減のため、校務の効率化を目的とした経営支援部や事務室における経営支援モデル事業を推進するなど、まずは現有の人材による取組を優先したいとお答えしております。

次に、資料の4ページの一番下、いじめ対策についてのご質問がございました。

国が取り組むSNS等を活用した相談事業について、区の見解を求めるといったご質問がございました。

これに対しまして、いじめの認知件数が全国的に増えており、友達関係などで悩む子どもたちのために、いつでも手軽に相談できる窓口が複数あることは重要であると考えている。

本区においては、来庁による総合相談のほかに、電話によるいじめ110番やいじめメール相談等の窓口を設置しており、子どもや保護者からの相談に丁寧に対応してきている。

国が取り組んでいるSNS等を活用した相談事業は、個人のスマートフォンから夜間でも相談できるよさがあり、相談方法の一つとして、取組の結果を注視していくとお答えしております。

次に、資料の5ページの一番下です。

自民党の安井一郎議員から、教職員の不祥事、サービス事故について、件数が多い。その原因と教育委員会の指導に課題があるのではないかというご質問がございました。

これに対しまして、今年、懲戒処分を受けた2名は若手教員であり、うち1名は臨時的任用教員である。これまで、臨時的任用教員に対する区としての研修等については、手薄であったことは否めず、主要な原因であると認識している。

区教育委員会としては、今後も毎月各校で実施している服務事故防止研修で全教職員に対する意識向上に粘り強く取り組んでいく。

また、新たな取組として、新規に臨時的任用職員を採用する際には、区教育委員会で辞令発令と服務の宣言を行わせたり、服務に関する集合研修を実施したりして、服務事故防止を徹底するとお答えしております。

次に、自民党の元山芳行議員ですが、資料の7ページの上のところです。

教育長のマネジメントと教育委員会についてのご質問でございます。

このご質問の背景には、不祥事の説明のための緊急保護者会での対応や、区議会から資料要求に対する対応などで、教育委員会事務局の対応に不備が散見されるということございまして、教育委員会事務局としてのコントロールができていないのではないかという趣旨でございました。

これに対しまして、教育委員会事務局等における対応によって不信感を持たれたことについて誠に残念であり、課題として重く受けとめている。

課題等は、直ちに改善するとともに、教育委員会事務局及び区立学校園の管理職に対して課題を共有し、指導の徹底を図っている。

今後も教育長として施策の方向性を明確に示すとともに、各職場が主体的に課題を解決し、目標達成のための取組が推進されるよう、適切な組織マネジメントに努めていくとお答えしております。

教育委員会事務局として、しっかりと情報共有して対応していきたいと思っております。

次に、公明党の中野くにひこ議員から、公共施設管理と財政運営についてという項目の中で、学校プール施設のあり方についてのご質問がございました。

この内容は、品川区では学校プールを公共プールとして複合施設化した。千葉県佐倉市では学校プールを廃止し、プールの授業を民間スポーツ施設に委託しているという事例を挙げられまして、例えば区立体育館の近くにある小・中学校のプールを廃止するというようなことはできないのかというご質問でございました。

これに対しまして、品川区や千葉県佐倉市の事例については、承知をしており、特に佐倉市の事例については、教職員の働き方改革の点から、また、公共施設マネジメントの観点からも、注目に値すると認識している。

様々な課題はあるかと思うが、今後の学校プール施設のあり方について、研究していくとお答えしており、前向きに考えていきたいと思っております。

次に、資料の9ページ、公明党の松岡しげゆき議員から、体育館の冷房化というご質問でございますが、松岡議員のほかにも自民党の山田貴之議員、民主クラブのおなだか勝議員、共産党の小林おとみ議員、市民の五十嵐やす子議員からも同様のご質問を受けているところでございます。

大きく3項目に分かれまして、学校体育館の計画的な冷暖房設置について。

それから、改築を進めている2校の冷暖房設置について。

また、既存校への冷暖房設置についてというご質問でございます。

はじめに、既存の、普通教室及び特別教室に設置している空調機器の更新を最優先に取り組む考えに変わりはないが、体育館に冷房機器設置を求める声が高ま

っていることも理解している。

現在、東京都の補助金を最大限に活用することも踏まえ、財政面や導入した場合の費用対効果など、様々な課題を整理し、導入について検討しているとお答えしております。

それから、改築校の冷暖房設置については、現在、改築工事を進めている2校で、冷房機器を設置するように工事内容を見直す場合、設計変更や確認審査機関との再協議、予定金額の見直しや工事請負契約の変更等、調整、解決しなければならない課題が多くある。

一方で、改築の機会を捉えて、初めから設備を整備する方が効果的であるということもあり、現在、これらの諸課題の解決が図れるか、関係部署との調整も含めて検討しているとお答えしております。

また、既存校への冷暖房設置については、他区の設置状況も勘案し、機種の設定や時期なども含めて課題を整理し、検討を進めていくとお答えしております。

そのほかの議員から挙げられた同様のご質問に対しても、基本的には同様の内容にてお答えしております。

次に、資料の11ページの下段をご覧ください。

共産党の大田伸一議員から、教育問題についてということで、7項目のご質問がございました。

そのうち、(1) 教員の持ち時間数の引き下げについて、国や都に強く働きかけるべきであるというご質問がございました。

これに対しまして、教員の定数増や教員の持ち時間数については、中学校教員の持ち時間数を高等学校並みに引き下げよう、また、現状持ち時間数が設定されていな小学校教員に持ち時間数を設定するよう、教育長会や室課長会等を通じて、東京都教育委員会に要望を伝えている。

今後も、教員の勤務実態を把握し、粘り強く国や東京都に働きかけていくとお答えしております。

また、(2) 業務削減への具体的な取組についてのご質問がございました。

これに対しまして、平成29年度から全ての小・中学校に経営支援部を設置し、教職員の役割分担を含め、校務運営を効果的・効率的に行っていくための取組を進めている。

経営支援部では、各学校で重点目標を定めて校務改善に取り組み、効果的な取組については全校で共有する仕組みとしている。

あわせて、本年度中に板橋区立学校における「働き方改革推進プラン」を策定し、既存事務事業のさらなる効率化を進めていくとお答えしております。

そのほか、SDGsの取組について、公明党のはぎわら洋一議員と市民の五十嵐やす子議員からご質問がございました。

市民の五十嵐やす子議員からは、子ども食堂と連携して課題解決を図るなど、地域で子どもを育てる活動をもっと推進すべきであるといった視点からのご質問がございました。

その他の項目については、資料をご覧くださいと思います。

続きまして、「文教児童委員会運営次第（平成30年12月3日）」の資料をご覧ください。

12月3日に行われた文教児童委員会の報告でございます。

まず、資料の1ページに次第がございますが、報告事項が6件ございました。

そのうち、（1）平成30年度教育委員会が行う点検・評価結果について、それから、（4）「いたばし学び支援プラン2021」の策定における素案についてを取り上げてご報告させていただきます。

資料の3ページをお開きください。

はじめに、1、平成30年度教育委員会が行う点検・評価結果についてでございますが、自民党の川口雅敏議員から、丸印の3つ目と5つ目です。

教育関係者以外から、外部委員を登用しないのかというご質問がございました。

これに対しまして、基本的には、教育分野の点検・評価なので、教育分野に知識がある専門家2名と、保護者代表としてPTA連合会からPTA代表者の選出を依頼しているとお答えしております。

また、服務規律の確保について、公務外の不適切な行為を教職員におこさせないための方策を伺いたいというご質問がございました。

これに対しまして、今年度も年度当初に紛失事故、校内での窃盗事故、自己所有でない自転車の無断使用があった。各学校では、毎月区独自の服務にかかわる研修を行い、自己点検して提出させていたが、今年11月からは自己点検したことをお互い話し合い、自分事として捉えることで、服務に関する意識を深めていく取組に変えている。

今回、大きな事故を起こした2名は10年足らずの若手教員で、期限付き任用教員については、服務発令等を学校に任せていた。今年11月からは、教育委員会が発令で、服務の宣誓をさせて、服務に関する研修について責任を持って行っている。また、試行ではあるが、期限付き任用教員については、発令した月に服務にかかわる研修を実施したいと考えているとお答えしております。

続いて、資料の4ページ、市民の高橋正憲議員から、外部評価委員について、職員や大学教授はいいが、PTAが評価するのは大変でないか。

また、例えばユネスコ・スクールやオリンピック・パラリンピック教育などは、PTA連合会の会長には難しいのではないかとといったご質問がございました。

これに対しまして、仕事がある中で確認してもらうことは重労働と認識している。事務局として、連絡調整し、疑問点には丁寧な説明をしている。ユネスコ・スクールやオリンピック・パラリンピック教育に関する意見は、PTA連合会会長からの意見であり、教育に興味・関心をもって、対応いただいている。PTAの皆さんには教育委員会を応援していただいております。今後も連携していきたいとお答えしております。

続いて、資料の5ページの中段、民主クラブの高沢一基議員からのご質問でございます。

不登校対策特別委員会の設置について、不登校出現率だけではなく、学校への

復帰の割合を指標に取り上げるとあるが、復帰率だけに焦点が当たると、子どもを学校に戻すことが目的化してしまい、弊害もあるのではないかと。

また、復帰率を指標の一つとすることで、増やすことがいいことだとすると本末転倒と危惧している。フレンドセンターのあり方等を含めて検討してほしいといったご意見をいただきました。

続いて、資料の7ページの中段、共産党の竹内愛議員からのご質問でございますが、所管課長による事務業評価について、評語では「順調」「維持」とあり、概要版では、3段階「A」「B」「C」とあり、関係性が分かりづらいということでした。

また、報告書の構成として、平成29年度の二次評価への対応、30年度の外部評価、二次評価と並べて掲載しているが、その意図を伺いたいといったご質問がございました。

これに対しまして、構成の意図については、一次評価とあわせて、前年度の評価に対する取組状況を含めて、外部評価していただいている。基本的には、時系列としており、工夫の余地があると考えているとお答えしております。

ボリュームが増えてしまったことにつきましては、次年度、さらに改善をしたいと思っております。

続いて、資料の8ページ、「いたばし学び支援プラン2021」の策定における素案についてということでのご質問でございます。

はじめに、自民党の川口雅敏議員から、平成32年度に全小・中学校に板橋区コミュニティ・スクールを導入することについての保護者や地域への周知はどう行うのか。また、平成31、32年度の想定シナリオを伺いたいといったご質問がございました。

これに対しまして、周知については、先行10校での取組状況やコミュニティ・スクールの活動を見ていただいている。平成31、32年度のシナリオとしては、校長会を通じて10校の活動状況を周知し、コミュニティ・スクールの学習会を今年度実施しているのので、来年度は試行として全校に取り組んでもらう。平成32年度は本格実施となるので、指針を出し、各学校で工夫して運営していただくとお答えしております。

続いて、資料の10ページ、市民の高橋正憲議員から、幼稚園、保育園での教育活動についてのご質問がございました。

保育園や幼稚に関係なく、小学校に上がるときには同じくらいの学力や能力をもたせるための計画が、学び支援プランに盛り込まれているのかを伺いたいといったご質問がございました。

これに対しまして、幼稚園と保育所内での教育については、就学前教育カリキュラムを作成している。今までは、保育要領と幼稚園要領は違っていたが、資質能力ベースで1つになり、小学校入学前までに10の力を身に付けるためのカリキュラムを作り、幼稚園と保育所で実施している状況であるとお答えしております。

続いて、資料の12ページ、共産党の竹内愛議員から、3年間やってきた事業

を見直して、今後3年間をどのように取り組んでいくのかが分からない。10年間を通した計画の一部なので、全体の位置付けについての成果と評価として、総括を記載してほしいといったご質問がございました。

それから、次の丸印ですが、これからの社会で活躍できる人材の育成をめざすとしているが、重点施策との関連が分かりづらい。

それから、その次の丸印ですが、子どもの貧困対策についても、具体的な内容が示されていないなどのご指摘がなされたものでございます。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

最後に、「子どもの貧困対策調査特別委員会運営次第（平成30年12月10日）」の資料でございます。

12月10日に行われた子どもの貧困対策調査特別委員会でございますが、この特別委員会につきましては、子どもの貧困対策ということで、一定の案件について調査・審議するために設置されている委員会でございます。

こちらは、平成29年度から30年度にかけて設置されているものでございまして、30年度の活動方針としては、すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に希望を持つことができる社会を実現するため、「いたばし子ども夢つむぐプロジェクト」における子どもの居場所に関する取組や、悩み事を訴える相談支援の施策について議論を深め、調査・審議し、提言を行うということになっています。

この特別委員会につきましては、提言書に盛り込む内容について、委員会で議論をしたということになっておりまして、書かれている内容についても、委員会の委員がそれぞれ発言した内容が記載されているものでございます。

これまでの特別委員会の中で出された意見と、今回の発言等を含め、次回、2月の特別委員会で提言がまとめられるということになっているものでございます。

簡単に概要についてご報告させていただきたいと思いますが、資料の2ページ、市民の南雲由子議員、共産党の竹内愛議員から、子ども食堂や子どもの居場所ネットワーク事業をさらに深めていくべきであるといった提言がなされました。

続いて、資料の3ページ、公明党のなんば英一議員から、不登校対策では、学習支援が不十分である。足立区の例を取り上げて、全児童・生徒に対する学習支援を板橋区でも行政の責任で取り組むべきであるといったご意見が出されました。

続いて、資料の5ページ、無所属の井上温子議員から、実態をつかむために、実態調査は必要である。

また、実際にスタディクーポン事業に取り組むべきであるといったご提案もなされました。

続いて、資料の8ページ、市民の南雲由子議員、自民党の間中りんぺい議員から、子どもの権利についてというところも採用すべきであるといったご意見が出されたものでございます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会一般質問と文教児童委員会の報告をさせていただきました。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 1つ1つのボリュームがかなりありますが、はじめに、体育館の冷暖房設備の設置についてのご意見が出されていたのですが、これは教育委員会だけの問題として考えると難しいのではないかと感じておりました。災害のときに学校、体育館などを使うということになった場合のことを考えるのであれば、板橋区全体でよく考えて、学校間の差ができるだけ少ない形で実施した方が良いのではないかと感じておりますので、計画段階でも、全校でできるような計画が出せるのであれば非常に良いとは思いますが、それができないのであれば、設置ができた学校とできていない学校ということで、かなり差が出てしまうという状況はよろしくないのではないかと感じました。

また、二次評価の件が出ていたかと思いますが、外部評価に関してということだと色々あったのですが、様々なご意見をいただくという意味では、PTAの方のご意見というものは非常に大事なのではないかと感じておりました。その代表の方が連合会の会長であるということに対しては、特に定める必要はないかと思いますが、保護者の代表としまして、各学校の色々なことを見ていての方に評価していただくというのは良いのではないかと感じております。

それから、子どもの貧困についての問題で、色々のご意見が出されておりましたが、これはかなり難しい案件だと思っております。まず、教育委員会だけで把握している部分というものはかなり少ない、こちらの案件もそうだと思いますが、今、青少年問題協議会というところでも同じようなご意見をいただいている、色々な話を聞いているところなのですが、各場面で現場の方は色々な方がいらっしゃいまして、その方のご意見や思いというものがだいぶ違うような気がしております。そうしたものですとか、データについても色々なデータを集めて、それで方向性を決めるところまでの期間に議論をかなり行ってから実行するといえますか、その辺りを決めていただいた方が良いのではないかと個人的には感じました。

教 育 長 いかがでしょうか。

例えば体育館の冷房化について、もしご意見があればお願いします。

高 野 委 員 私も3つの報告全体をとおして感じたのですが、例えば学校という概念を私たち教育委員会の中でもしっかり持っていないといけないのではないかと感じました。

一方で、教職員の働き方改革を行っていくところで、学校というものに求められているものがとてもたくさん出てきたと感じています。防災に関しても、避難所としての側面で冷房化が必要なのか、また、子どもたちが暑いときに運動するために必要なのか、そうした視点をしっかりと持って優先順位を決めていかないと、学校に色々な要素を求められていく中で、大事なものを見失ってしまうので

はないか。まず、学校は何を一番優先すべきなのかということを考えていかなければいけないのではないかと思います。

同様に、子どもの貧困対策の中でも、居場所としての学校ということで、色々なことが求められているのですが、それは学校の一体誰が行うのか、そうしたところも考えていくと、私たちが教育委員会の中で考えていく学校の持ち場といいますか、そこと、地域の方たちにやっていただくこと、行政がやっていくことというものも分かれていくと思っています。

子どもの貧困対策の中で、「地域コーディネーター」という言葉も出てきていて、そこに新しいものを求められていましたが、そうすると、今、私たちが思い描いている板橋区コミュニティ・スクールとはまた違う形のもが出てきてしまっているのではないかという印象を持ちました。

ですから、教育委員会の中では、施策ごとに、求めていく姿やあるべき姿をしっかりと捉えて、それ以外に求められるものがあるならば、教育委員会だけではなく、関連の部署、先ほど松澤委員がおっしゃったように、防災の拠点として考えるのであれば、防災を担う部署、また、福祉の対象として考えるのであれば、福祉を担う部署、そうしたところと教育委員会が積極的にかかわって、一緒に問題を解決していかないといけないのではないかという印象を持ちました。

上野委員 今、高野委員と松澤委員の言われたとおりなのですが、決められた予算しかない中で、それに対して、教育委員会の計画で進行すると何年間かかる見込みであるといったことをはっきりと出した方が良いのではないかと思います。

以前にも、電気を取り換えるなど、項目が1つ出てくると、必ずこれだけたくさんさんの学校数であれば、比例して時間がかかるわけであって、教育委員会がやれば、全部が調うまでにこれだけの時間がかかる見込みであるということを知っていた方が良いでしょうし、優先順位を変えるのか、変えないのかという判断になるのではないかと思います。

一方では、給食室へのエアコン設置という話もあり、どちらを優先するのかということで、一つ一つ出てきたものに対して、全部の学校につくるためには何年間かかりますということを示していただいて、優先順位を決めるのは最終的には議会の方なのではないかと思います。

教育委員会としては、現状ではここまでしかできないということをはっきりとさせておいた方が良いのではないかと思います。そうでないと、時間ばかりがかかってしまって、必ず不公平が出てくるのではないか。ただし、最終的にはその不公平を是正するために、これだけの時間がかかるということを明確に周知された方が良いのではないかと思います。学校だからといって、教育委員会ばかりに求められても難しいと思っています。

また、先ほど松澤委員がおっしゃっていた教育委員会の点検・評価のところで、自民党の川口雅敏議員のご質問の2番目、大学教授は、1名は元教員で、もう1名は元教育委員で正しいかというご質問に対して、「そのとおりである」というお答えですが、これは正しいということでしょうか。

次 長 議員のおっしゃるとおり、正しいということです。

教育総務課長 学識経験者は必ず入ってくださいということがありまして、それで、教育委員会としては大学の先生にお2人入っていただき、それ以外に、私どもとしては保護者の代表の意見も必要だということで、PTA代表にも入っていただいているという形になっています。

上野委員 ありがとうございました。

教 育 長 体育館の冷房化のところなど、青木委員はいかがでしょうか。

青木委員 本質論がやはり必要で、先ほどお話にあったこともそうなのですが、様々な議員からご意見があったようですが、世論がこう言っているからといって、深く考えずにつくって入れてしまうと、災害のときだけ使う物に対して、それだけの予算をかける必要があるのかというのが問題としてあります。

当然、このような設備を入れるとメンテナンスの問題が必ず出てきて、そのメンテナンスの費用が大幅にかかっているのに、使うのはほんのわずかということでは、稼働率の問題を考えたときに非常に不効率と言わざるを得ません。

ですから、その辺り、しっかりとバランスを取ったうえで、先ほどのお話のように、費用対効果という意味で、ここが落としどころというところを見つけた方が良い気がしています。

世の中で言われているから、PTAの皆さんが言われているからといって、「ああ、そうですか」とただ単に冷房設備を設置するということが果たして正しい答えなのかどうかについては、その先のことも含めて考えていかないといけないと思っております。

ですから、落としどころというところからも、災害のときだけうまく使えるようなもの、例えばこの間お話に出てきたスポットクーラーというようなものは、比較的良いアイデアなのではないかと思っておりますので、その辺りも含めて検討していただいた方が良いのではないかと思っております。

それから、松澤委員がおっしゃったとおり、いつ災害が来るかも分かりませんし、いつ猛暑が来るかも分かりませんので、全校でできるだけ不公平がないような形の計画を立てていただくのが良いのではないかと思っております。

新しい学校づくり課長 各委員から色々ご意見をいただいたところでございますが、まさしくおっしゃるとおりだと私どもも思っております。

教育委員会の立場で体育館の冷房化ということを考えた際に、教育委員会全体の施策の中での優先順位として考えた場合、必ずしも優先順位は高くないだろうと教育委員会事務局の中でも受けとめてございます。

一方で、今年の異常な暑さを受けまして、世論がとにかく体育館の冷房化をと

というようなことで、非常に大きな声になっていったところで、どのように受けとめるのかというお話なのではないかと考えてございます。

松澤委員もおっしゃっていたように、防災の観点からのご意見が議会の中でも大勢だったのではないかと受けとめてございます。

したがいまして、まさに上野委員がおっしゃっていたように、教育委員会の予算でそのすべてを負うということは、話の筋としてはいかがなものかと受けとめてございます。

この件に関しましては、区長部局とも折に触れ、お話をさせていただいているところでございます。板橋区全体として、防災の観点や、学校教育の観点ももちろんそうなのですが、全体的な取組としての合意形成をきちんと図ったうえで、そのあり方について検討していくべきだと考えているところでございます。

とはいえ、全く対応しないという状況もなかなか難しいのではないかと考えてございまして、試験的に、まず何校かに設置させていただいて、そのうえで費用対効果を検証し、検証結果を区長部局等とも共有しながら、学校体育館の冷房化について、考え方をまとめていければと考えているところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。

先ほど高野委員からもお話がありましたが、そもそも学校とはどのようなところなのかということ、これは非常に重要なことで、何でもかんでも学校ということになっている状況に対しては、教育委員会としても危惧しなければいけないところなのかと考えております。

子どもの貧困のプラットフォームとしての学校。だから学校がすべてやらなくてはいけないというような発想になってしまうことによって、まさに教職員の働き方改革と言われている中で、ますます学校側の負担が増えてしまうということに関しても、非常に大きな問題提起をさせていただいたと思っております。

上 野 委 員 私が教育委員に就任してからのことですが、電子黒板の導入が非常にスピーディーになされた印象があります。本当にあっという間に一斉に導入されたと思いましたが、あのくらいのスピーディーさを求めていくと、結果的には先ほどの教員の増員にしても、授業量の軽減にしても、人件費を含めて予算があれば解決できるような問題もあるかと思えます。

板橋区の財政状況次第で、ある程度、スピーディーにできるかもしれないし、また、授業の負担の軽減なども、人員を増やすことで対応するということも可能かもしれないのですが、逆の発想からすると、全体的に予算を増やせるような収入源を考えるということも必要かと思ひまして、例えば学校のプールなども収入源になり得る部分もあるのではないかと思います。

これだけの数のプールがあるのですから、ただ放っておいて、学校施設という扱いだけということなのか、地域の皆さんに喜ばれるような状況で収入が得られるような、これは発想が極端かもしれませんが、これだけの施設数があれば、学校自体が収益を上げられるような状況というものもあるのではないかと思います。

ところが、今の状況で、何か提案してもなかなか進まないというところには、常に何かの抵抗力があまして、例えば病院が3つあるとすると、その1つに偏っているのではないかという批判を受けるなど、そうした意見などが出てくることがあると思いますが、もう少し収入源の部分では、教育委員会が考えることではないのかもしれないのですが、方法があり得るのではないかと考えています。

教 育 長 学校の体育館等の施設開放ということですが、施設開放に関する経費、これは利用者負担ということで徴収しているということでしょうか。

地域教育力推進課長 現実、かかる経費の10分の1程度しかいただいていない状況です。低廉な額で地域の方々が、学校が空いているときにお使いいただくという趣旨で、今は行っていますので、そうした意味では負担の率としては低いのですが、色々な考え方がございますので、考え方によっては、それこそプラスになるような使い方も考えられるのではないかと考えております。

教 育 長 ファシリティマネジメントという言葉が出てきているのですが、その辺りを含めてどうですか。施設の面ということで、施設整備担当副参事にお伺いします。

施設整備担当副参事 プールの話が出ましたので、例えばプールについてお話ししますと、現状で学校についているプールは、一定の子どもたちが通常使うためのプールということで整備されていますので、もしこれを地域開放することで、不特定多数の方に提供するというのであれば、塩素濃度などに関し、設備的な改修が必要になります。

恐らく体育館も同様で、地域の方にとということでありまして、区立の体育館フルでの金額を賄うようなことはなかなか難しいというところでは。

区立の体育館についても、プールについては、当然、費用をすべて使っている方から取ってしまうと、民間プールのような数千円ということになってしまうところなのですが、数百円程度しか取れないとなると、やはり10分の1程度しか取れないと思います。

そうすると、設備改修までやったところで、屋外型のプールでありますと、年間稼働というのはなかなか難しいところがございますので、夏季の間でそれが回収できるかといいますと、これは難しいと言わざるを得ません。全体的なファシリティマネジメントで考えると、費用対効果としては見えにくいのではないかとというのが現状だと思っております。

上 野 委 員 当然、民間に委託するような形になれば、保健所の問題なども必ずありますが、考え方なのではないかと思えます。一般向けに考えるのか、民間に向けて考えるのか、その投資は区が準備しなければいけないのか、民間が準備するのかというところだと思います。

全体をいつも提案させていただくのですが、私は医療費削減の方法を検討していただいた方が良く思っています。かかる費用ではなくて、かかっている費

用を抑えるということを考えています。

これだけ膨大に医療費が、板橋区もどんどん増える一方だと思いますが、医療費を削減することによって、全体像が変わるのではないかと考えております。

収入を増やしてもらいたいのも確かです。ただし、費用を減らすということも考えていただきたいということで、今の施設は使えるのではないかと考えているのですが、なかなか進まない状況です。

今の時代、必ずエビデンスがないといけませんので、何か起きたときの責任ということを考えると病院とタイアップしないと難しいと思っています。

ただし、医療費削減ということを考えれば、膨大な金額を削減できるのではないかと発想です。

教 育 長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。
 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン2021（素案）について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告4「板橋区立学校における教職員の働き方改革推進プラン2021（素案）」につきまして、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、「総-1」の資料をお開きいただければと思います。

去る6月28日の第14回教育委員会で、策定の基本方針についてご説明させていただきました。その後、「いたばし学び支援プラン2021」の中間のまとめ、あるいは素案の報告に合わせて、概要をこれまで説明してきました。

今般、学校現場の意見等も踏まえ、素案がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

まず、資料をお開きいただきまして、2ページ目に目次がございます。

構成としましては、はじめに策定の目的、2番目にプランの位置づけ、3番目に目標、4番目に対象期間、5番目に基本的な考え方・重点施策、6番目に具体的な取組、最後の7番目に評価・検証ということで記載してございます。

資料の1ページ、こちらが目的です。

教職員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮できる環境を整えることにより、質の高い教育活動実現を図るものでございます。

この目的の達成のため、同じページの4段落目、「そして」以降ですが、区プランの取組を推進することにより、全ての教職員が協働し「チーム学校」として

機能し「はつらつ先生」を体現することはもとより、地域、区教委を含めた全ての教育関係者が働き方改革のめざすべき理念を共有し、連携・協働することで未来を担う「いきいき子ども」たちを育てていくことをめざすものでございます。

続きまして、資料の次のページ、こちらが区プランの位置づけでございます。

下の図にありますように、いたばし学び支援プラン2021に内包される形の位置付けになっているところでございます。

続きまして、資料の次のページ、学校における教職員の働き方改革の目標については、上段にあります東京都、あるいは板橋区の在校時間の調査結果にありますとおりです。板橋区でも、小学校では42%、中学校では58%が、週当たり在校時間が60時間を超えております。60時間以上はいわゆる過労死ラインです。

そうした意味合いから、中段にあります太字のように、当面の目標を「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」こととします。

なお、国では、働き方改革プラン関連の法改正がありまして、時間外労働時間につき45時間を超えないということで規定をされましたが、まずは60時間を超えない形での取組を進めていきたいと思っているところでございます。

下段になりますが、その目標を達成するための指標ということで、①が2日連続での土日の出勤率をゼロにする。②が年次有給休暇の取得率を85%以上とする。このような取組を進めていきたいと考えています。

資料の次のページ、区プランの対象期間は、いたばし学び支援プラン2021と同様に、平成31年から33年度の3年間といたします。

下段の5の区プランの基本的な考え方・重点施策ですが、こちらの2段落目にありますように、区プランは教職員の働き方そのものを見直すという視点のもと、ワーク・ライフ・バランスの実践をめざしていくものでございます。

資料の次のページ、こちらに各関係機関の役割分担についても記したところでございます。

区教委、学校管理職、教職員、保護者・地域社会の皆さんが協働・協力して進めるものでございます。

続きまして、資料の次のページ、7つの重点施策のもと、28の取組を実施するものでございます。

こちらの具体的な取組についても、現場の教職員から様々なご意見をいただいた中で整理を進めているところでございます。

最後になりますが、資料の19ページ、評価・検証とありますが、PDCAサイクルのもとで着実な実施をしていきたいと考えております。

雑駁ですが、説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 資料の6ページ、具体的な取組の最初にある在校時間管理というところで、タイムカードで管理を行っていただくのは結構だと思いますが、同時に、時間を短

縮した分、仕事内容が完結できているのかをアンケートなどで状況を把握していただくことが大事なのではないかと思います。

そうでないと、肉体的には楽になっていても、仕事を残してしまっていて、精神的には毎日の積み重ねでどんどん追い詰められていってしまうパターンも多々あるかと思っております、仕事を家に持ち帰ってやっている可能性もありますし、また、大事な資料は持ち帰れないので、非常にストレスになってしまうようなパターンもあるかと思っておりますので、仕事を時間内で終わらせる努力をしていただくというのも合わせてやっていただくことも必要になってくるのかと思います。

そのためには、ベテランの方と新人の方ではやはり能力差もあるかと思っておりますので、特に若い方については、時間内に終わらせることができないという状況も多いかと思っておりますので、その辺りの把握をしていただければ、合わせて分析もできるのではないかと思いますので、合わせてお願いしたいと思っております。

教育総務課長 そのような視点が大事だと思いますし、在校時間の管理とともに時間内に仕事を進め、終わらせられるかどうかということもあると思います。どのような形で把握するのかということはあると思いますが、現場からのご意見についても把握していきたいと思っております。

高野委員 資料の3ページ、当面の目標というところで、週当たり在校時間が60時間を超える教員をゼロにするということで、2日連続での土日の出勤率というところがありますが、実際にはなかなか難しい印象があります。これは管理職を抜いての指標ということでしょうか。

教育総務課長 管理職も含めた全体ということで設定しております。

高野委員 全体ということになると、実態を見ておまして、校長先生や副校長先生など、地域の行事などで会場校になったり町会や青健など様々な行事なども多いので、実際、なかなか難しいのではないかと思います。

ですから、目標は掲げたものの、最初から無理な目標になってしまわないように考えていく必要があるのではないかと思います。

教育総務課長 校長先生方からご意見を伺う中で、そうした意見も多々あります。

そうした状況も含めて、まずは管理職以外の教職員の皆さん、特に中学校は部活動もありますので、このような指標があることで、声をかけられる部分もあると思いますので、そうしたことも含んだ形で取り組んでいただければと思います。

また、管理職については様々な課題があると思っておりますので、校長先生方と意見交換しながら、どのような体制をつくるのかを検討していきたいと思っております。

高野委員 保護者・地域社会への理解促進という項目があるので、この辺りが一番大事になってくるのではないかと思います。

先生方に取り組んでいただく際に、この目標や目的というところをしっかりと説明し、ぜひ皆さんに協力していただいて、進んでいくように充実させていっていただきたいと思います。

青木委員 高野委員がおっしゃったとおりなので、重ねて言う必要はないと思っているところで、優先順位という話になるのですが、私も同じ教育の場にいる立場なので、土日休めと言われたら、松澤委員のおっしゃったように、仕事の進み具合が気になってしまうと思います。

ですから、管理職の方たちは、確かにワーク・ライフ・バランスは大切なのですが、そこは優先順位という話で、このようなことをあまり言うてはいけないと思いますが、徐々に理解を広げながら進めていくという立ち位置でお話しいただけるとありがたいと個人的には思っています。

また、大事なことは若い先生を中心に部活動が非常に負担になっているというお話はどこに行っても聞くことが多いです。

これがだめというわけでは全くないのですが、欧米などと比べて日本の教職員が働き過ぎだという要因の一つは、部活動の有無だというように聞いています。

ですから、これも色々と検討の余地があると思いますが、コミュニティ・スクールなどに少しその辺りの負担を担っていただくなど、具体的にどのような方策が良いのかということについては、これから議論の余地があると思いますが、学校の周りの関係の方に、ある程度お力添えをいただいて、部活動の支援をいただくような仕掛けづくりを進めていただくと、若い先生方の負担も少なくなるのではないかと考えております。

難しい点もあると思いますが、ぜひその辺りも含めて検討していただきたいと思います。

上野委員 働き方改革が電通から始まって、各企業でも話題になっていますが、それによって電通がどのように変わったのかという話になると、根本的に変わるところと変わらないところがあると思っています。

特に、教員になるということの根本には、まず人間が好きか、子どもが好きかということがあると思うので、なかなか週当たり在校時間を60時間以内にするという目標設定については、学校から退勤したように見えても、実際にはメモリースティックでデータを家に持ち帰って、次の日の授業の準備をするなどの実態があり、それが勤務時間なのかどうかという問題もありますし、また、メモリースティックを持って帰ってはいけないという制約ができて、最近では自宅のパソコンと学校のパソコンと同期して仕事をしているようなケースもあると思います。

結果的には、データ管理などの技術が進歩していくことで、学校と自宅のパソコンが問題なく同期するような環境になってしまうと、いくらでも家で仕事できてしまうことになり、その辺りを考えていくと、60時間学校にいるかいないかという話ではなくなってしまうことも考えられます。

また、タイムカードを導入することで、あなたは何時間オーバーしているの

残業を減らしてくださいというような管理になるだけのことであって、これを変えていくのは本人次第という面もありますし、また、アンケートをとっていただくと分かるのかもしれませんが、青木先生のお話にも通じますが、部活動の指導にとってもやりがいを感じているような教職員の割合もかなり高いのではないかと印象を持っております。

とはいえ、欧米と違う現状があり、欧米に合わせるように移行しようとする、どうしても部活動に力を入れたいという人と、部活動が負担になっているという人の二極化が顕著に見えてくるのではないかと思います。もちろん、移行することによって、考え方も変わるのではないかとということも思っております。

教 育 長 それでは、板橋区の部活動の指針について指導室長からご説明いただけますか。

指 導 室 長 指針につきましては、今年の9月に新しく改定させていただいております。

平日は必ず一日程度はお休みをとりましょう、土日については基本的にはどちらか一日はお休みをとりましょうということを現実の方向としております。

また、今、上野委員からお話があった点については、感覚的ではありますが、私も中学校の先生や高等学校の先生は、部活動の指導がしたいから学校の先生を希望しているという方が半分以上はいるのではないかと思っております。

教 育 長 特別区の教育長会等でも言うのですが、小・中学校の教職員の働き方改革という話は出るのですが、高等学校の話は出ない。なぜかといいますと、1つは教員の持ち授業時数の上限というものが、都立高校の場合は18時間という設定があります。中学校の場合は23、24時間。小学校はありません。このようなことを国や都に対して、教育長会としては請求しているところです。

それから、もう1つ、都立高校の魅力は、事務室が経営支援部のような役割で、スタッフが充実していて、副校長の事務的なものを全て行っているというような良いモデルがあるところです。

もちろん、都でも人とお金がかかってくるので、すぐにはできないと思いますが、これは私もそうですが、そのような声をどんどん上げていきたいと思えますし、先ほど高野委員から出たように、先生方の勤務時間帯について、一般的に本区では8時15分から16時45分という勤務時間帯となっていることなどについても、きちんと保護者や区民の皆さんにお知らせしたり、また、残業手当が出ないというような仕組みについても、きちんと事実を知らせていくということが、まずスタートなのではないかと感じております。

そうした実態については、保護者や区民の方々には知らないのではないかと思いますので、この辺りも教育委員会として周知するところが大事なのではないかと同時に、国や都には、その辺りのことを訴え続けていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 平成30年度身近な教育委員会・保護者懇談会について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告5「平成30年度身近な教育委員会・保護者懇談会」につきまして、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 「総-2」の資料をご覧ください。

平成30年度身近な教育委員会・保護者懇談会についてです。

去る11月30日、西台中学校の体育館にて行いました教育委員会・保護者懇談会の結果でございます。

おかげさまで、参加者が63名、うち保護者についても43名の参加がございました。当日はありがとうございました。

内容ですが、資料の2ページをお開きいただければと思います。

懇談会の中のグループ発表の内容について、少し説明したいと思います。

当日、3つの班に発表していただきましたが、まず、B班については、一番上の黒点ですが、どうしたら学校に保護者や地域の皆さんが集まれるのか、どうしたら自由にお互いの意見を話し合えるような雰囲気や場をつくれるのか、そうした部分を考えることが大事だと思う。

次の黒点ですが、学校側から常に受け入れてくれるような姿勢、体制ができてくると、地域も保護者も職員も、子どもたちについて話しやすい場ができてくるのではないかと思う。

次の黒点ですが、予備校ではビデオ授業というものがあって、学校からはそうしたやり方にはしていきたくないという姿勢も見えたので、今後も協力していけないのではないかと思うといった内容でした。

続いて、D班については、一番上の黒点ですが、学校の行事など、校長先生が変わると急に全てが変わってしまうことがある。

次の黒点ですが、学校関係者だからこそ、挨拶はしっかりとしてほしい。

次の黒点ですが、コミュニティ・スクールなどについて、丁寧な説明が必要だと思うといった内容でした。

最後に、G班については、2つ目の黒点ですが、ワークショップ形式で授業を行う中で、それが得意な子ども、不得意な子どもがどうしてもいるので、その対応をお願いする。

4つ目の黒点ですが、一方で、先生方も授業が以前とは変わってきている中で、そうした授業が得意な先生、不得意な先生もいると思うので、子どもからの意見を聞いてみても良いのではないかと思う。

次の黒点ですが、また、ICT機器を活用した授業が増えていく中で、子どもが授業の内容をノートに書き写すような時間がなく、ただ授業の時間が流れていくだけになるかもしれないという課題があるといった内容でした。

そのような内容を踏まえまして、資料の3ページ、教育長の講評ということで、板橋区コミュニティ・スクールの展開であったり、施策の周知について、常日ごろから「伝える」と「伝わる」の差を認識し、課題として受け止めているところであるという見解を示されました。

また、板橋区授業スタンダードについて、まだ徹底しきれていないという状況を感じながらも、継続して進めていきたいということです。

最後に、「三間（さんま）」についてということで、学びの空間の「間」、学びの時間の「間」、学びの仲間の「間」、この空間と時間と仲間という3つの「間」、学ぶに値するような環境づくりができていくかどうか重要だと思っているという見解を示されました。

説明は以上になります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 第17回櫻井徳太郎賞受賞者の決定について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告6「第17回櫻井徳太郎賞受賞者の決定」につきまして、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、第17回櫻井徳太郎賞受賞者の決定について、ご説明させていただきます。

資料は「生-1」をご覧ください。

櫻井徳太郎賞でございますが、民俗学・歴史学・考古学等に関する地域研究の論文や作文を募集いたしまして、優秀な作品に対して賞を授与する事業でございます。

応募状況につきましては、10月の教育委員会でご報告したとおり、2になりますが、全体で349編の応募がございました。

一般の部、高校生の部などにつきましては、応募数が昨年より減っているところがございましたが、小学生の応募が増加したことが今年度の特徴ではないかと思っています。

3の審査会でございますが、学識経験者による審査会の第1回を11月2日、第2回を12月7日に行いまして、厳正な審査を行ってございます。

4の受賞者でございますが、(1)一般の部は該当なしでございます。

一般の部が該当なしとなったのは、平成14年度と28年度に続きまして、3回目となります。奨励賞の候補としては3点が残ったところでございますが、最終的には該当なしとなったところでございます。

(2) 高校生の部は、最優秀賞1編、優秀賞2編、佳作4編。

(3) 小・中学生の部は、最優秀賞1編、優秀賞3編、佳作6編となっております。

受賞者の一覧は資料の次のページにありますので、後ほどご覧いただければと思います。

5の授賞式ですが、年明けの3月9日(土)午後2時から、文化会館で行います。ご案内につきましては、改めてご案内を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

小・中学生の部で、板橋区立小学校の子どもが最優秀賞ということで、非常に嬉しく思います。ありがとうございました。

○報告事項

7. 第17回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告7「第17回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定」につきまして、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、第17回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について、ご説明させていただきます。

資料は「生-2」をご覧ください。

櫻井徳太郎賞に関しまして、学校を挙げて応募などに取り組んでいただいた学校もしくは個人に対して、その活躍をたたえて表彰するものでございます。

昨年度から施行いたしまして、今年度で2年目でございます。

4の決定方法ですが、櫻井徳太郎賞同様に、櫻井徳太郎賞審査会に諮って決定してございます。

6の入賞校ですが、小学校につきましては、緑小学校、蓮根小学校、板橋第四小学校の3校でございます。

中学校につきましては、志村第四中学校、中台中学校の2校、合計5校でございます。

今回の入賞校選定の基準ですが、1校で10件以上の応募があった学校とさせていただきます。

昨年度は10件以上の応募があった学校は2校でしたので、この学習奨励賞が2年目にして少し浸透したのではないかと考えているところでございます。

最後に、7の今後のスケジュールですが、年明け1月7日の定例校長会にて、受賞校の発表と賞状の授与を行いたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはありませんが追加報告事項はありませんでしょうか。

教育総務課長 1件、追加で報告を行いたいのですが、本件に関しましては、この報告事項の件名を申し上げることで、個人が特定されるなどの影響が懸念されることから、非公開として聴取を行っていただけようをお願いいたします。

教 育 長 教育委員会の報告事項につきましては公開を原則として行っておりますが、本件申し出の趣旨に鑑み、非公開による聴取を行うことにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、本件については非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。
ありがとうございました

○追加報告事項

(教育総務課)

(非公開)

教 育 長 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 53分 閉会